



福島医発第号1281(地)

平成25年 8月19日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

プレベナー13への切り替えに関する情報提供について

標記の件につきまして、別添の情報提供が厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県予防接種担当課宛なされた旨、日本医師会より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い致します。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 蒲池 壽



(地Ⅲ89)

平成25年8月13日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
小 森 貴

プレベナー13への切り替えに関する情報提供について

標記の件につきまして、今般、別添の情報提供が厚生労働省健康局結核感染症課より各都道府県予防接種担当課宛なされましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

別添

各都道府県予防接種担当課 御中

平素より大変お世話になっております、厚生労働省健康局結核感染症課です。

今般、小児の肺炎球菌感染症に係る定期の予防接種に使用するワクチンを、沈降7価肺炎球菌結合型ワクチンから沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンに変更することを検討しています。

現在、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令案について、パブリックコメントを募集しているところではありますが、省令の施行日につきましては、平成25年11月1日を予定しています。

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495130090&Mode=0>

また、ワクチンの変更に伴う注意事項については、改正省令の公布後に、厚生労働省ホームページにて正式なQ&A資料を公開させていただく予定です。

なお、接種控えに関する問合せについては、上記Q&Aにて下記のような回答を予定していますのでご参照下さい(省令施行日が11月1日である想定で記載しています)。

Q. 新しいワクチン(13価小児肺炎球菌ワクチン)は11月1日に定期接種に導入されるとのことですが、それまで接種を待っていてもよいですか?

小児の肺炎球菌感染症は、特に乳幼児期に重症化することが多く、問題とされる病気です。ワクチンの接種を遅らせたり、途中で中断したりしてしまうと、十分な予防効果を発揮できずに肺炎球菌感染症を発症してしまう可能性があります。そのため、原則として11月1日の導入を待つことはお勧めできません。

※なお、下記の2つの条件を全て満たしている場合については、予防効果を維持出来ることが示されているため、「プレベナー13(13価肺炎球菌結合型ワクチン)」の導入を待つことも選択肢として考えられます。

①平成24年5月1日以降に出生した者

②生後2ヵ月から7ヵ月に至るまでの間に接種を開始し、「プレベナー(7価肺炎球菌結合型ワクチン)」による3回の初回接種を終了している者

以上について、よろしくお願いいたします。